

資 料 2 - 1

独立行政法人に対する国からの財源措置について

◎ 財源措置に関する法律上の考え方

中央省庁等改革基本法 第38条第4号

国は、独立行政法人に対し、運営費の交付その他の所要の財源措置を行うものとする。

独立行政法人通則法 第46条

政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

◎ 財源措置に関する具体的な仕組み

中央省庁等改革の推進に関する方針（抜粋）

（中央省庁等改革推進本部決定：平成11年4月27日）

2.1. 財源措置

(1) 考え方

- ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。
- イ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。

(2) 予算措置の手法

- ア 独立行政法人に対する予算措置については、主務大臣が予算要求を行うものとする。
- イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当てする。具体的には次のいずれかの方法によるものとする。

[手法1] 中期計画において計画期間中の予算措置の総額を定め、国庫債務負担行為として予算に計上する。各年度予算においては、これを具体的に歳出化する。

[手法2] 中期計画において計画期間中の予算額算定のためのルールや投資計画を定める。各年度の予算編成においては、ルールの具体的適用や投資計画の実現を図る。

(3) 運営費交付金

ア 独立行政法人の事業運営のため、国は運営費交付金を交付する。

イ 運営費交付金はいわば「渡しきり交付金」として措置する。国の予算においては、独立行政法人ごとに、例えば一項一目を立て、使途の内訳は特定しない。

ウ したがって、運営費交付金を財源とする独立行政法人の支出予算は、その執行に当たり、国の事前関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることができるものとする。また、独立行政法人において年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるものとする。

(4) 施設費等

ア 独立行政法人の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置する。

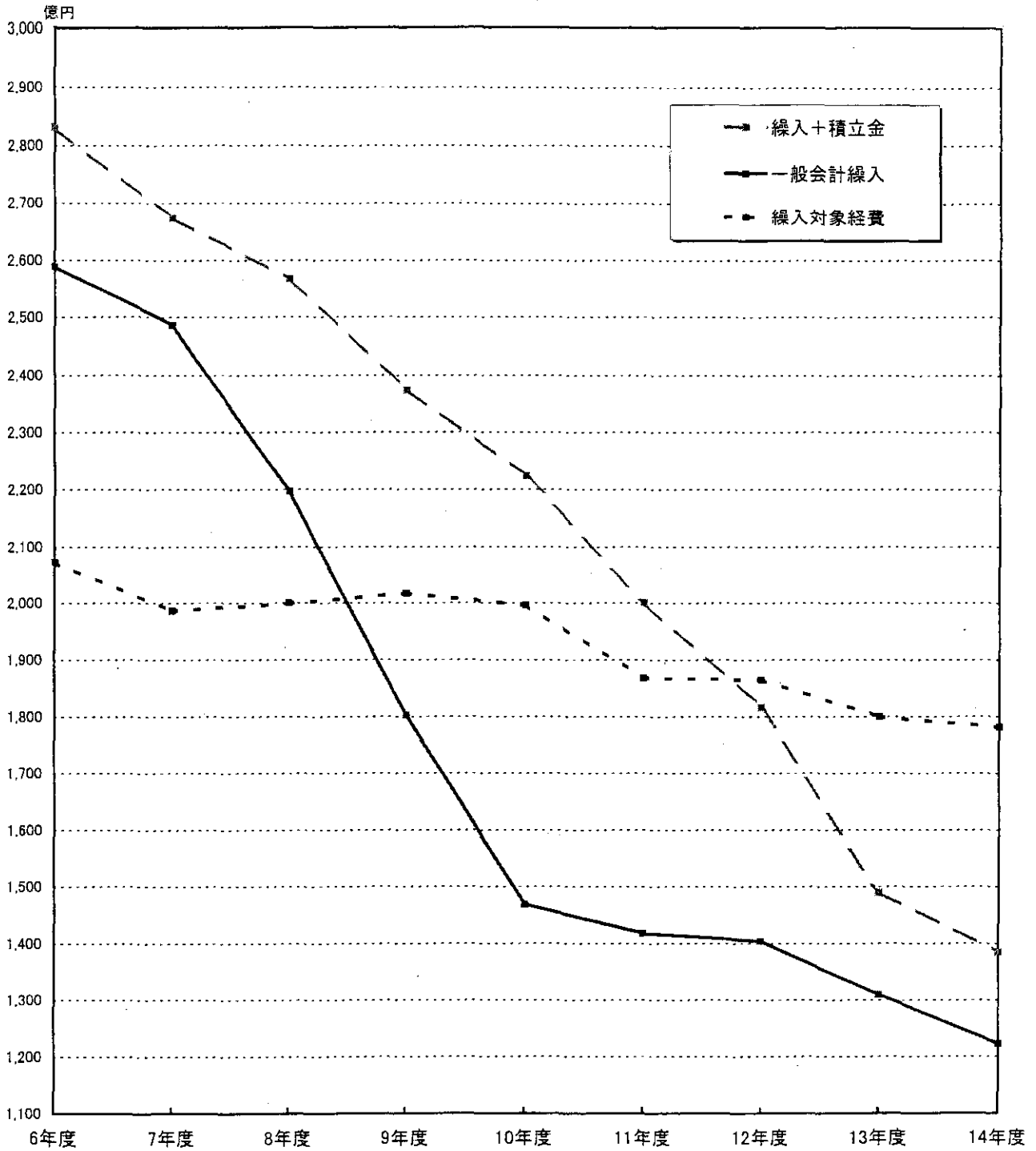
(注) 投資的経費であっても、公債発行対象経費ではない経費は、運営費交付金の中で措置する。

イ 独立行政法人に対する施設費は、国の予算においては、必要に応じ繰越明許費として計上する。

ウ 措置された施設費等は、上記の枠組みの中で、中期計画に定めた範囲内で弾力的に執行する。

資 料 2-2

国立病院特別会計への一般会計繰入額等の推移



(単位：億円)

区 分	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
一般会計繰入(A)	2,588	2,486	2,196	1,802	1,468	1,418	1,404	1,310	1,222
積立金(B)	242	187	372	571	756	583	412	179	163
(C=A+B)	2,830	2,673	2,568	2,373	2,224	2,001	1,816	1,489	1,385
繰入対象経費(D)	2,072	1,986	2,000	2,017	1,996	1,868	1,865	1,800	1,782
(A-D)	516	500	196	▲ 215	▲ 528	▲ 450	▲ 461	▲ 490	▲ 560
(C-D)	758	687	568	356	228	133	▲ 49	▲ 311	▲ 397

(注) 「一般会計繰入額」及び「繰入対象経費」は、国立病院、国立療養所、ナショナルセンターの合計額である。

国立病院特別会計への一般会計繰入基準に基づく繰入対象経費について

(単位：百万円)

事 項	繰入対象経費	説 明
1. 国立病院・療養所が担う政策医療	34,654	
(1) 高度先駆的医療等の提供	18,665	[別紙参照]
(2) 臨床研究	4,620	臨床研究部、臨床研究センター
(3) 病診等連携効率化	558	地域医療研修センター
(4) 養成・教育研修	7,157	附属看護師等養成所、臨床研修、レジデント
(5) 保健医療情報の集積・普及	3,654	政策医療ネットワーク、Hosp net
2. 再編成等の推進	7,693	統合新病院に係る医療機器整備等
3. 国が進める保健医療施策への対応	2,057	へき地医療対策、救急医療対策 [別紙参照]
4. 国立施設としての基盤整備	38,807	一般施設整備費（研究施設整備等）、借入金利息等
5. その他	57,084	
(1) 整理資源等	53,597	恩給公務員等に係る追加費用、基礎年金等に係る国庫負担金、退職手当
(2) その他	3,487	本省・地方厚生局、独立行政法人移行準備
合 計	140,295	

(注) 1. 本表は、平成4年度の「国立病院・療養所経営改善懇談会」において提示された「一般会計繰入れ基準項目」をベースに算出。

2. ナショナルセンターへの繰入対象経費は含まない。

3. 繰入対象経費は、基本的には平成14年度特別会計歳出予算により算出している(表中「1」及び「3」については、13年度事業計画ベース)。

4. 平成14年度予算における国立病院及び国立療養所への一般会計繰入額は、74,057百万円である。

(別紙)

高度先駆的医療等の提供に係る繰入対象経費 (平成13年度事業計画)

(単位: 百万円)

区 分	国立病院	国立療養所	合 計	備 考
1. 高度先駆的医療	805	5,240	6,045	
がん	102	266	368	
循環器	28	531	559	
精神・神経	475	3,806	4,281	
母子医療	200	387	587	
腎不全	0	250	250	
2. 地方・民間では対応が困難な医療	2,284	7,745	10,029	
結核	68	4,074	4,142	
重心	0	421	421	
筋ジス	0	180	180	
難病	2,216	3,070	5,286	
3. 国家の危機管理や国際貢献に係る医療	935	0	935	
国際医療協力 (研修生受入、派遣等)	32	0	32	
広域災害医療	903	0	903	
4. 高次の救急医療 (救命救急センター)	493	0	493	
5. 医療のモデル的实施	737	426	1,163	アルコール疾患、老人性痴呆疾患治療病棟
合 計	5,254	13,411	18,665	

保健医療施策への対応に係る繰入対象経費 (平成13年度事業計画)

(単位: 百万円)

区 分	国立病院	国立療養所	合 計	備 考
1. へき地医療	67	4	71	
2. 救急医療 (輪番制病院)	1,040	946	1,986	
合 計	1,107	950	2,057	

病院事業に係る国庫補助基準、地方公営企業法上の措置について（平成14年度）

No. 1

区分	事項	国庫補助基準	地方公営企業法	国立病院特別会計
政策医療	へき地医療	1. へき地医療拠点病院運営事業（1/2補助） 2. へき地中核病院運営事業（1/2補助） 3. へき地医療支援病院運営事業（1/2補助） 4. 公的病院特殊診療部門運営事業 ・在宅医療（1/3補助）	1. 地域において中核的役割を果たしている病院が、巡回診療車、患者輸送車等を備えて巡回診療を行うために必要な経費等のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 2. 遠隔医療システムの運営を行うために必要な経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	・へき地医療 （国庫補助相当額）
	救急医療	1. 病院群輪番制病院等運営事業（1/3補助） 2. 小児救急医療支援事業（1/3補助） 3. 救命救急センター運営事業（1/3補助） 4. 公的病院特殊診療部門運営事業 ・救急医療施設（1/3補助）	・救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額	・救命救急センター一部の運営（収支差） ・ICU、CCU等 （割高額） ・救急医療 （国庫補助相当額）
	高度専門医療	公的病院特殊診療部門運営事業 ・がん診療施設（1/3補助）	・高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるを得ないものの実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（注）この医療を要する経費には、運営費の他、建築改良に要する経費が含まれる。	・がん医療（割高額）
	特殊診療部門	1. 総合周産期母子医療センター運営事業（1/3補助） 2. 特定感染症指定医療機関運営事業（定額補助） 3. 第一種感染症指定医療機関運営事業（1/2補助） 4. 第二種感染症指定医療機関運営事業（1/2補助） 5. 公的病院特殊診療部門運営事業 ①小児医療施設（1/3補助） ②総合リハビリテーション施設（1/3補助） ③医学的リハビリテーション施設（1/3補助）	1. 周産期医療に要する経費 ・周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 2. 結核病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 3. 精神病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 4. リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	・循環器病、神経・精神疾患、母子医療、腎不全、結核、重症心身障害、進行性筋ジストロフィー、難病等（割高額） ・リハビリ医療 （国庫補助相当額） ・広域災害医療、医療のモデル的实施（収支差）

区分	事項	国庫補助基準	地方公営企業法	国立病院特別会計															
	不採算地区医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的病院特殊診療部門運営事業 ・ 不採算地区医療 (1/3 補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助相当額 (不採算地区医療) 															
	病診等連携強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域医療研修施設施設整備事業 (1/3 補助) 2. 地域医療研修施設設備整備事業 (1/3 補助) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病院事業の広域的な連携等の推進をするための計画の策定に要する経費 2. 病院事業の広域的な連携等の推進をするための計画に基づく広域的連携等の実施に伴い必要となる除却損等の経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 3. 経営主体の異なる自治体病院間において行われる病院の再編を伴う広域的連携等により、新たに必要となる設備の整備に要する経費及び病院の経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病診等連携効率化 (所要額) 															
施設整備	施設整備費	<p>○医療施設等施設整備費補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. へき地中核病院施設整備事業 (1/2 補助) 2. 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (1/3 補助) 3. 救命救急センター施設整備事業 (1/3 補助) 4. がん診療施設施設整備事業 (1/3 補助) 5. 小児医療施設施設整備事業 (1/3 補助) 6. 医学的リハビリテーション施設施設整備事業 (1/3 補助) 7. 不足病床地区病院施設整備事業 (1/3 補助) 8. 看護師共同利用保育施設施設整備事業 (1/3 補助) 9. 特定地域病院施設整備事業 (1/3 補助) 10. 腎移植施設施設整備事業 (1/3 補助) 11. 共同利用施設施設整備事業 (1/3 補助) 12. 周産期医療施設施設整備事業 (1/3 補助) 13. 院内感染対策施設整備事業 (1/3 補助) 14. 看護師勤務環境改善施設整備事業 (1/3 補助) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業債及び国庫 (県) 補助金等の特定財源を除いた建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額の 1/2 を基準とする額 <p>《建設改良費に係る繰出基準》</p> <table border="1" data-bbox="1176 1013 1792 1388"> <tr> <td></td> <td colspan="2">企業債</td> <td>企業債外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国庫補助</td> <td>補助事業</td> <td>単独事業</td> <td>自己資金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">元利償還金の 2/3 について繰出</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">建設改良費の 1/2 について繰出</td> <td></td> </tr> </table>		企業債		企業債外	国庫補助	補助事業	単独事業	自己資金	元利償還金の 2/3 について繰出			建設改良費の 1/2 について繰出				<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究研修施設のように、診療収入で確保できない部門の施設整備は、国費により整備 (所要額)
	企業債		企業債外																
国庫補助	補助事業	単独事業	自己資金																
	元利償還金の 2/3 について繰出																		
建設改良費の 1/2 について繰出																			

区分	事項	国庫補助基準	地方公営企業法	国立病院特別会計
		15. 看護師宿舍施設整備事業（1／3補助） 16. 医療施設近代化施設整備事業（1／3補助） 17. 特殊病室施設整備事業（1／3補助） 18. 基幹災害医療センター施設整備事業（1／3補助） 19. 地域災害医療センター施設整備事業（1／3補助） 20. 治験施設施設整備事業（1／3補助） 21. 医療施設耐震工事等施設整備事業（1／3補助） 22. へき地医療拠点病院施設整備事業（1／2補助） 23. 小児救急医療拠点病院施設整備事業（1／3補助） ○保健衛生施設等施設整備費補助金 1. 精神病院等の施設整備事業（1／3補助、告示で定めるものは1／2） 2. 精神科デイ・ケア施設の施設整備事業（1／3補助、告示で定めるものは1／2） 3. 結核患者収容モデル病室の施設整備事業（定額補助） 4. エイズ治療モデル病室の施設整備事業（定額補助） 5. 多剤耐性結核専門医療機関の施設整備事業（定額補助） 6. エイズ治療拠点病院の施設整備事業（1／2補助） 7. 特定感染症指定医療機関の施設整備事業（定額補助） 8. 第一種感染症指定医療機関の施設整備事業（1／2補助） 9. 第二種感染症指定医療機関施設整備事業（1／2補助）	2. 災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に相当する額	
	借入金元金償還分（設備整備も含む）	—	・企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額の2／3を基準とする額	—

区分	事項	国庫補助基準	地方公営企業法	国立病院特別会計															
	借入金利子償還分 (設備整備も含む)	—	・同上	・借入金による施設整備 (特別整備)に伴う借入金 の利子償還金(所要額)															
設備整備	医療機器等整備費	<p>○医療施設等設備整備費補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. へき地中核病院設備整備事業(1/2補助) 2. へき地巡回診療車(船)整備事業(1/2補助) 3. 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業(1/3補助) 4. 救命救急センター設備整備事業(1/3補助) 5. 高度救命救急センター設備整備事業(1/3補助) 6. がん診療施設設備整備事業(1/3補助) 7. 小児医療施設設備整備事業(1/3補助) 8. 医学的リハビリテーション施設設備整備事業(1/3補助) 9. 共同利用施設設備整備事業(1/3補助) 10. 人工腎臓不足地域設備整備事業(1/3補助) 11. 周産期医療施設設備整備事業(1/3補助) 12. 院内感染対策設備整備事業(1/3補助) 13. 基幹災害医療センター設備整備事業(1/3補助) 14. 地域災害医療センター設備整備事業(1/3補助) 15. へき地医療拠点病院設備整備事業(1/2補助) 16. 遠隔医療設備整備事業(1/2補助) 17. 小児救急医療拠点病院設備整備事業(1/3補助) <p>○保健衛生施設等設備整備費補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 精神病院等の設備整備事業(1/2補助) 2. 精神科デイ・ケア施設の設備整備事業(1/2補助) 	<p>・企業債及び国庫(県)補助金等の特定財源を除いた医療機器の購入を含む建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額の1/2を基準とした額</p> <p>《建設改良費に係る繰出基準》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">企業債</td> <td style="text-align: center;">企業債外</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">国庫補助</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">自己資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">補助事業</td> <td style="text-align: center;">単独事業</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">元利償還金の2/3について繰出</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">建設改良費の1/2について繰出</td> </tr> </table>	企業債		企業債外	国庫補助		自己資金	1/3	補助事業	単独事業	元利償還金の2/3について繰出			建設改良費の1/2について繰出			<p>・研究施設のように、診療収入で確保できない部門の設備整備は、国費により整備(所要額)</p>
企業債		企業債外																	
国庫補助		自己資金																	
1/3	補助事業	単独事業																	
元利償還金の2/3について繰出																			
建設改良費の1/2について繰出																			

区分	事項	国庫補助基準	地方公営企業法	国立病院特別会計
		3. 精神科救急車の設備整備事業 ・精神科救急車を整備するために必要な備品購入費（1/3補助） 4. エイズ治療拠点病院の設備整備事業（10/10補助） 5. 地方中核がん診療施設の設備整備事業（1/2補助） 6. 地方中核循環器病センターの設備整備事業（1/2補助） 7. 難病医療拠点・協力病院の設備整備事業（1/3補助） 8. 特定感染症指定医療機関の設備整備事業（定額補助） 9. 第一種感染症指定医療機関の施設整備事業（1/2補助） 10. 第二種感染症指定医療機関の設備整備事業（1/2補助）		
その他	臨床研究	—	1. 医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2に相当する額 2. 病院が中心となつて行う保健・福祉等一般行政部門との共同研究に要する経費の1/2	・治療研究費（所要額）
	臨床研修	○臨床研修費等補助金（定額補助） ○医療施設等施設整備費補助金 1. 研修医のための研修施設整備事業（1/2補助） 2. 臨床研修病院施設整備事業（1/2補助） 3. 教育病院施設整備事業（1/3補助） ○医療施設等設備整備費補助金 ・教育病院設備整備事業（1/3補助）	1. 医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2に相当する額 2. 病院が中心となつて行う保健・福祉等一般行政部門との共同研究に要する経費の1/2	・臨床研修制度経費（所要額） ・開発途上国からの研修生の受け入れ（収支差） ・国際医療協力（医師等の派遣）（収支差）
	看護師等の養成	○医療関係者養成確保対策費等補助金 ・看護師等養成所運営事業（1/2補助） ○医療施設等施設整備費補助金 1. 看護師等養成所施設整備事業（1/2補助） 2. 理学療法士等養成所施設整備事業（1/2補助）	・公立病院附属看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	・看護師等養成所経費（所要額）

区分	事項	国庫補助基準	地方公営企業法	国立病院特別会計
		○医療施設等設備整備費補助金 1. 看護師等養成所初度設備整備事業 (1/2補助) 2. 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業 (1/2補助) 3. 理学療法士等養成所初度設備整備事業 (1/2補助)		
	経営健全化経費	-	1. 「第5次病院事業経営健全化措置について」(平成14年4月19日付け総経第103号)に基づく経営健全化計画による不良債務解消のために、一般会計から繰入れることを認められた範囲内の額 2. 病院事業の経営研修に要する経費の1/2	-
	保健衛生施策	-	・ 集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	-
	その他	○医療施設運営費等補助金 ・ 病院内保育所運営事業 (1/3補助)	-	・ 施設内保育施設経費 (国庫補助相当額)
		-	・ 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費のうち、当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計(施行法の施行日以降に事業を開始した病院事業会計を含む。)に係る共済追加費用の負担額の一部。	・ 整理資源 (国家公務員共済組合連合会からの指示額)
		-	-	・ 退職手当 (当該年度の退職者に係る所要額)
		-	-	・ 本部経費 (本省及び地方厚生局にかかる所要額)